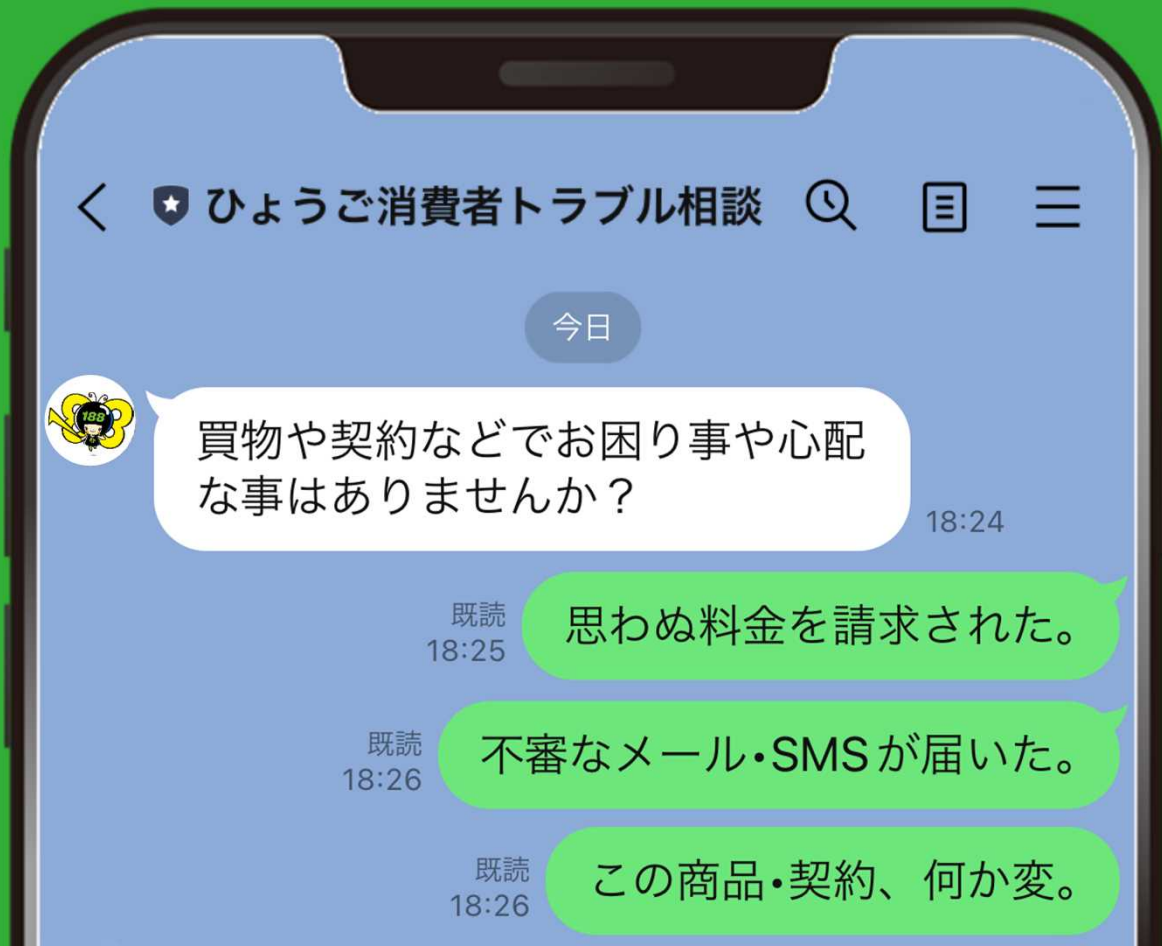


消費者トラブルは LINEで相談

相談
無料



ひょうご消費者トラブルLINE相談

相談
方法

相談受付用LINE公式アカウント
を友だち登録してください



お気軽に
ご相談ください
消費生活相談員が
解決を支援します

期間

2021年**11月2日**（火）～2022年**1月29日**（土）
※ 月・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

時間

16:00～20:00【火・水・木・金・土曜日】

対象者

兵庫県内にお住まいの方

内容

消費者トラブル全般

消費者トラブル相談事例

退会したはずの会員制サービスの会費を請求された



利用もしていないのに払わなければいけないの？

通っているスポーツジムが新型コロナウイルスの影響で一時的に休業になった。問合せをしようと電話をしたが、つながらなかったため、解約しようと思い、メールを送った。退会したつもりだったが、数か月後、利用できない状況なのに月会費の請求書が届いた。

トイレ・水漏れ・鍵等の修理で思わぬ高額請求をされた



請求された金額は支払う必要があるの？

トイレが詰まり、インターネットで見つけた業者に修理を依頼した。ホームページには「見積もり無料、修理は5,000円から」と記載されていたはずが、業者から便器の交換が必要と言われ、50万円の修理代を請求された。既に作業が終わっていたため仕方なく支払ったが、高額すぎる。

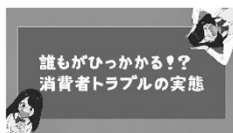
宅配業者を装ったSMSが送られURLをタップしてしまった



そのままにしても大丈夫？

「配達に伺いましたがご不在でしたので持ち帰りました。下記よりご確認ください。」とURL付きのSMSが送られてきた。確認しようとURLをタップしたところ、何か表示されたが、すぐに戻ったので気にしなかった。その後、身に覚えのない電話がよくかかってくるようになった。

消費者トラブルについて事例や対処方法をもっと知りたい…



兵庫県制作の動画「誰もがひっかかる!?消費者トラブルの実態」では、主に若者に多く見られる消費者トラブルの事例や対処方法を漫画動画等で分かりやすく説明しています。是非ご覧ください。



LINEの友だち追加から登録して
何でも気軽にご相談ください♪

ID: @sodan_hyogo



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』

問合せ先

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号

TEL : 03-5614-0543 FAX : 03-5614-0743